お知らせ

「差別をなくす強調月間」人権イベントに参加しませんか

問 人権政策課　☎ 22-9683　FAX 22-9641

◆しまがはら人権のつどい 2026
【と　き】 11月14日㈯　午後1時30分～
【ところ】 島ヶ原地区市民センター　ふれあいホール
○第1部：人権作品入選者の紹介・表彰
○第2部：人権学習会（パネルディスカッション）
　出演者：緑・水・いのちを考える会しまがはら

◆おおやまだ人権フェスティバル 2026
【と　き】 11月21日㈯　午後1時30分～
【ところ】 ライトピアおおやまだ　ホール
○第1部：人権作品発表・人権作文の朗読
○第2部：人権講演会
　講師：近畿大学人権問題研究所　北口　末広さん

◆差別をなくすいがまちの集い 2026
【と　き】 12月4日㈮　午後7時～
【ところ】 西柘植地区市民センター　小ホール
○第1部：人権作品入選者の紹介・表彰
○第2部：人権講演会
　講師：㈶住吉隣保事業推進協会　藤本　真帆さん

◆人権を考える市民の集い 2026
【と　き】 12月5日㈯　午後1時30分～
【ところ】 伊賀市文化会館　さまざまホール
○第1部：人権作品最優秀賞受賞者表彰・人権作文の朗読
○第2部：人権講演会
　講師：NPO法人こどもソーシャルワークセンター　幸重　忠孝さん

◆あやま人権フェスティバル 2026
【と　き】 12月11日㈮　午後7時～
【ところ】 阿山保健福祉センター　ホール
○第1部：人権作品入選者の紹介・表彰
○第2部：人権講演会
　講師：元宝塚市長　中川　智子さん

◆2026 青山人権のつどい
【と　き】 12月12日㈯　午後1時30分～
【ところ】 青山福祉センター　教養娯楽室
○第1部：人権作品発表・人権作文の朗読
　青山小学校・中学校からの発信
○第2部：人権講演会
　講師：大阪公立大学　松波　めぐみさん

お知らせ

児童虐待・女性に対する暴力をなくすために

問 こどもの育ち支援課　☎ 22-9609　FAX 22-9646

◆児童虐待をなくすために
　児童虐待とは、保護者がこどもの心身を傷つけるものであり、「児童虐待の防止等に関する法律」で禁じられています。
○身体的虐待（叩く、首を絞める、部屋に監禁するなど）
○性的虐待（性的行為を求める、性的な画像を見せるなど）
○保護の怠慢・拒否（食事を十分に与えない、長時間放置するなど）
○心理的虐待（無視・否定する、暴言を浴びせるなど）
　これらは児童虐待です。虐待かもと思ったらすぐご連絡ください。また、こどもとの関わりや子育てに関する悩みを気軽にご相談ください。
【相談窓口】
○こどもの育ち支援課　☎ 22-9609
○児童相談所虐待対応ダイヤル「189」　☎189
○伊賀児童相談所　☎ 24-8060
○学校や保育所（園）・幼稚園など

〈虐待防止啓発パネル・オレンジリボンツリー展示〉
【と　き】 11月2日㈪～30日㈪
【ところ】 本庁舎　1階市民スペース

◆女性に対する暴力をなくすために
　暴力は、決して許されるものではありません。特に、配偶者などからの暴力（DV）や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力は、重大な人権侵害です。被害を受けた人はひとりで抱え込まず、ご相談ください。
【相談窓口】
○こどもの育ち支援課　☎ 22-9609
○人権政策課　☎ 22-9632
○伊賀警察署生活安全課　☎ 21-0110
○名張警察署生活安全課　☎ 62-0110
○DV相談ナビ　☎#8008
〈パネル展示・伊賀上野城パープルライトアップ〉
【と　き】 11月12日㈭～25日㈫
【ところ】 本庁舎　1階市民スペース
※ライトアップは11月14日㈯を除く。

お知らせ

本人通知制度に登録しませんか

問 戸籍住民課　☎ 22-9645　FAX 22-9643

　本人通知制度は、事前に登録した人の住民票の写しなどを第三者が請求し、市が交付した事実を郵送でお知らせする制度です。
　通知を受けることで、請求が不正であった場合の早期発見や個人情報の不正使用防止、事実関係の早期究明につながります。また、この制度は不正請求を抑止する効果も期待できます。

【登録ができる人】
○市の住民基本台帳または戸籍の附票に記録されている人
○市の戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている人
【本人通知の記載事項】
　証明書を交付した場合の通知内容は次の4項目です。
○交付年月日　○交付証明書の種別　○交付枚数
○交付請求者の種別
※交付請求者の氏名や住所を通知することはできません。

【通知対象となる証明書の種別】
○住民票の写し（除票を含む。）
○住民票記載事項証明書
○戸籍謄本・抄本（除籍・改製原戸籍を含む。）
○戸籍の附票の写し（除附票を含む。）
※本人通知制度事前登録日の翌日以降に交付したもの
【登録方法】
　本人確認書類（運転免許証など）を持参の上、上記または上野支所を除く各支所までお越しいただくか、郵送で申請してください。代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類を持参してください。

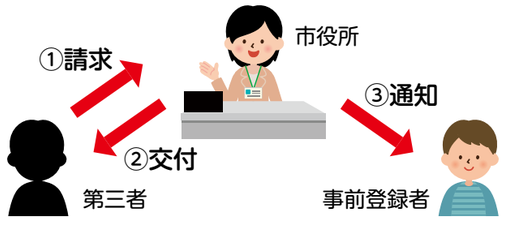

お知らせ

11月・12月は差押強化月間です
滞納債権の差し押さえを強化しています

問 収税課　☎ 22-9675　FAX 22-9618

　三重県では11月と12月を「差押強化月間」と定め、伊賀市と伊賀県税事務所は差押処分を強化しています。
　滞納を放置することは、自治体の財政を圧迫し、行政サービスの低下や納期限内に納付した人との公平性も損ないます。そのため法律に基づき厳正に差押処分を行います。

◆債権の分類による滞納整理の違い
《強制徴収公債権》
　行政処分により差し押さえることができる債権
（例）税、介護保険料、後期高齢者医療保険料など

《強制徴収公債権》令和7年度の差押実績

差押区分	件　数	徴収金額
預貯金	795	
給　与	266	
年　金	207	
保　険	34	86,643,840円
不動産	18	
その他	94	
合　計	1,414	

《非強制徴収公債権》
　個別の法令に根拠規定がないため、直接、滞納処分を行えない債権
（例）農業集落排水処理施設使用料など
《私債権》
　契約などの当事者間の合意に基づき発生する債権
（例）水道料金、市営住宅使用料、市民病院診療費など
　非強制徴収公債権と私債権は、裁判手続きによる支払督促*や訴えの提起などを通じて強制執行を行います。
＊支払督促…金銭の支払いを求めて簡易裁判所の書記官に申立てを行う裁判手続き

《非強制徴収公債権・私債権》令和7年度の裁判所申立件数

支払督促	12
訴　訟	1

《非強制徴収公債権・私債権》令和7年度の差押実績

差押区分	件　数	徴収金額
預貯金	1	
給　与	6	
動　産	2	1,126,705円
その他	2	
合　計	11	